## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本クラブは、春日部硬式テニスクラブと称する。

(組織)

第2条 本クラブは、原則として春日部市在住、在勤、在学者である一般会員及びジュニア会員(以降、「クラブ員」)をもって組織する。ジュニア会員は、原則として本クラブの一般会員の子弟を対象とし、小学校2年生以上及びコーチが認める1年生(但し、父兄による自宅からコートまでの引率往復を条件とする。)から、中学生までとする。

なお、原則外の入会希望者については、クラブ役員が当該人との面談などを行いクラブ運営に支障がないことを確認した上で、会長、副会長の確認をもって入会を認めることができるものとする。

### 第2章 目的及び活動

(目 的)

第3条 本クラブは、テニスを通じてクラブ員相互の技術向上と親睦を図り、併せて健康増進に努めることを以って目的とする。

(活動)

- 第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。
  - 1. 技術向上の奨励に関すること。
  - 2. 青少年の技術指導に関すること。
  - 3. クラブ員相互の親睦に関すること。
  - 4. 他の団体との交流による技術向上と親睦に関すること。
  - 5. クラブ員の慶弔に関すること。
  - 6. その他、本クラブの目的を達成するために必要なこと。

第3章 役 員

(役 員)

第5条 本クラブに、クラブ員の互選により、次の役員をおく。

1. 会長 1名

2. 副会長 1名(広報も担当)

3. 総務 2名

4. 会計 2名

5. 監査 1名

6. 技術 若干名 (コーチ育成のため「サブコーチ」1~2名を含む)

7. コート担当 3名(正1名、副2名)

8. その他 スクール、グループ毎に担当者若干名とコート担当補佐若干名

### (役員の任期)

- 第6条 1. 役員の任期は原則2年とする。但し、再任を妨げない。
  - 2. 任期途中で互選された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

#### (役員の任務)

- 第7条 1. 会長は、本クラブを代表し、本クラブの活動を総括する。
  - 2. 副会長は、会長を補佐する。
  - 3. 総務は、本クラブの活動と運営を円滑にする。
  - 4. 会計は、本クラブの経理を担当する。
  - 5. 監査は、会計を監査する。
  - 6. 技術は、本クラブの技術指導を担当する。
  - 7. コート担当は、コート予約を統括する。
  - 8. 広報は、本クラブの活動と運営についての広報を担当する。
  - 9. その他の担当者は、担当のグループの活動を円満にする。

### (役員及びコーチ手当)

第8条 役員及びコーチ手当ては、次の額とする。

1.	会長			月額	5,	000円
2.	副会長			月額	4,	000円
3.	総務	(正)		月額	4,	000円
		(副)		月額	3,	000円
4.	会計	(正)		月額	7,	000円
		(副)		月額	4,	000円
5.	コート打	担当	(正)	月額	9,	000円
			(副)	月額	3,	000円
			(副)	月額	2,	000円
6.	コーチ	1)	平日担当コーチ	月額	5,	000円
		2)	日曜担当コーチ	月額	4,	000円
		3)	サブコーチ	月額	3,	000円

- 7. その他役員(監査、フリー、火曜、水曜、木曜、金曜、ジュニア、火・水曜午後、女子連2名) 及びこれに準ずる会員に年度末に謝礼する。(3,000円を限度)
- 8. コート担当を補佐する者を若干名おき、年度末に 10.000 円を限度とする謝礼をする。

# (顧問)

第9条 本クラブの運営上必要と判断する場合、顧問を指名することができる。顧問の必要性及び指名は役員 会で判断し、総会でその内容を報告するものとする。

#### 第4章 会 議

#### (会議の種類)

第10条 会議は、年度当初に実施する定期総会及び必要に応じて実施する臨時総会及び役員会とし、会長が召集する。なお、やむを得ない状況において召集困難と認められる場合には、電子メールや郵送などを用いて無召集で決議を行うことができる。

#### (会議の議決事項)

- 第11条 定期総会及び臨時総会は、クラブ員を以って構成し、次の事項の審議を行い、付議するものとする。
  - 1. 規約の変更
  - 2. 予算の審議、決算の認定
  - 3. 活動計画及び活動報告の承認
  - 4. 役員の推薦
  - 5. その他の重要と認める事項

なお、定期総会後に、規約規定にない、あるいは、規約変更を要するような事項・事態が発生した場合、四役会(会長、副会長、総務、会計)で立案し、全体役員会にかけ、 その同意を得て、次の総会まで一時的に運用できる。最終的には次の定期総会に諮る。

### (議 決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数を以って可決し、可否同数の場合は、会長がこれを採決する。

### 第5章 会 費 及び会計

#### (経費)

第13条 本クラブの経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

#### (会費)

- 第14条 本クラブの会費は、クラブ員1名につき、次の通りとする。
  - 1. 入会金 3, 000円

但し、ジュニア会員が中学卒業後も続けてクラブに在籍する場合、入会金は徴収せず、 一般会員へ編入する。

- 2. 会費 月額1,000円とし、前納するものとする。
- 3. 維持管理費
  - 1) 大沼、立沼両コートを木、金、土、日、祝日に使用(親睦会等を除く) するクラブ員は、プレーフィー200円をその都度支払うものとする。
  - 2) 火曜、水曜スクール生は、プレーフィー200円をその都度支払うものとする。
  - 3) 火曜、水曜の午後、フリー会員、スクール後のコーチ及び当日のスクール生でないスクール 生がプレーする場合、プレーフィー200円をその都度支払う。
  - 4) スクール(入会)体験は無料とする。(但し、1回のみ)
  - 5) ビジターからは、1日600円のプレーフィーを徴収する。 但し、立沼コートでの火曜・水曜の午後は1日400円とし、ジュニアのビジターは、ジュニアスクール時間内限定にて200円とする。
  - 6) ジュニア会員の内、技術が上達し、コーチより一般・日曜スクール参加を認められた者は、 ジュニア会員資格のまま、一般スクールを受けることができる。その場合、スクールを受け た日は、200円を支払う。

7) 本クラブの使用コート確保のため、クラブ員全員が、指定された施設・コート・時間に従って、毎月1日~10日(原則)の間に、予約申込を行う。

又、毎月11日~14日を、コート担当者の予約申込状況のチェック及び調整日とする。 但し、大会予備日のコート取得に関しては、従来通りの方式にて行われるため(窓口での先 着を順受付)、例外事項とし、コート申込手数料として1回・一人1,000円を支給し、 最大8名を以って行う。

4. ジュニア会費 1) 入会時の入会金2, 000円。会費月額500円とする。

### (納 入)

- 第15条 1. 前条に定める1、2、4、については、本クラブが指定する銀行口座に納入するものとする。
  - 2. 会費は、6ヶ月分を前納とし、4月と9月に納入するものとする。

但し、休部・退部に際しては、休部・退部届(ホームページ掲載の指定用紙を使用するものとし、メール等による送付は不可とする。)提出日の当該月までは会費を納めるものとし、翌月以降の残金は返金するものとする。<u>また、ジュニア会員の会費について、レッスンが全く行われなかった場合には、</u>該当月分を返金することとする。

### (会計年度)

第16条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月末を以って終わるのを原則とする。

#### 第6章 慶 弔

(慶 弔)

- 第17条 本クラブの目的を達成するため、クラブ員の慶弔に際し会長、副会長の同意の下、見舞金・謝礼を贈る。
  - 1. クラブ員死亡の場合、花輪一基、もしくは香典10,000円。
  - 2. クラブの発展、運営・維持への多大な貢献に感謝の意を表すことができる。
  - その他、本条を適用するに際して疑義が生じた場合は、役員会で決定するものとする。

#### 第7章 雑 則

(除籍)

第18条 会計からの連絡にもかかわらず、会費を6ヶ月以上滞納し、何ら連絡がない場合は、 原則としてクラブ員を除籍するものとする。但し、未納月から休・退会届提出月までの 在籍期間の会費は納入するものとする。その他、クラブ運営上支障があると認められる状況にあるクラブ員についても、役員会の決定をもって除籍することができるものとする。該当事由発生については総会で報告するものとする。なお、その際の会費の扱いは原則として第15条但し書きに準ずる。

(休 部)

- 第19条 本クラブの休部は、6ヶ月以上活動しない場合とする。但し、休部届けの提出日を以って基準日とする。
  - 1. 休部期間は3年以内とし、3年を超えた時は除籍するものとする。
  - 2. 休部期間の会費及びコート予約申込作業は不要とする(休部期間中は、春日部硬式クラブ員としては対外試合に参加できないものとする。また、復部試行など適正な理由を有する場合、休部期間中のプレーを認めることがある。その際はビジタープレーフィーを適用する。)

### (特別会員)

第20条 クラブ員において、公の組織が主催する競技会で衆人が認める極めて顕著な成績を収めた者を、特別会員と認定して、規約に定める一定の責務(月額会費の納付及びコート確保作業)を免除することとする。特別会員は役員会の推薦に基づき総会で決定する。特別会員の認定期間は総会決定後1年間とするが、総会における取り下げ決議など無き場合は、翌年も継続し、以降も同様とする。

### 補足

\*第<u>15</u>条の本クラブの入会金・会費の納入指定銀行先(会費は銀行振り込みにより6ヶ月以上の単位で前納する。)

#### 振込先:

銀 行•支 店 名	埼玉りそな銀行を日部西口支店
口座番号	普 通 42244
振 込 先	カスカベコウシキテニスクラブ

- \* 入会の際には、クラブのホームページに記載の規約と、入会申込書に記載の入会手続きを確認の上、 入会金・会費を納入し、その振込書を申込書に添付し役員に提出ください。
- \*退部、休部、復部の際には、必ず規定の提出用紙(ホームページに掲載)を以って四役に提出ください。規定の提出用紙以外及びメールによる送付は不可となります。
- \*各種のお知らせがありますので、大沼・立沼コート及びクラブホームページにて確認ください。
- \*木曜クラブを平成28年4月より当クラブでの運用とする。
- \*木曜クラブ(構成メンバーの大部分が当クラブ員)のコート確保に関し、同クラブの I Dカードを 共有しているため、当クラブが協力して行う。
- \*無召集での議決については、第12条の条文の「出席者の過半数」を「有効回答総数の過半数」と 読み替えて適用することとする。

# 改定履歴

版番号	年月日	改訂内容
1	昭和52年6月1日	制定
2	平成23年4月10日	改定
3	平成25年4月14日	改定
4	平成27年4月18日	改定
5	平成28年4月16日	改定 規約運用・会費納入条文追加 他
6	平成29年4月9日	改定 役員手当 他
7	平成30年4月14日	改定 コート担当の増員、手当の改定(コート担当、平日役員) 他
8	令和元年5月19日	改定 組織定義、顧問の新設、会費未納入以外による除籍、休部期間中のプレー、
		特別会員の新設 他
9	令和2年5月1日	改定 ジュニア会費返金条文、無召集決議(共に遡及適用)他 7/20誤記訂正 k

変更の詳細は総会議事録を参照する。なお総会議事録は全長が保管するものとする。